

令和7年3月須坂市議会定例会議案説明書

番号	件名	概要説明
議案第2号	須坂市賑わい創出拠点やまじゅうの指定管理者の指定について	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字須坂 197番地 名称 須坂市賑わい創出拠点やまじゅう</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 長野市鶴賀問御所町1288番地3 名称 合同会社U. I. international 代表者名 代表社員 君島 登茂樹</p> <p>3 指定の期間 令和7年7月1日から令和11年3月31日まで</p>
議案第3号	市道の廃止について	市道1路線を廃止する。
議案第4号	市道の変更について	市道2路線の区域等を変更する。
議案第5号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>(制定内容) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則及び欠格条項に係る規定を改めるため、関係条例を整理する。 (須坂市職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条関係 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条関係 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (須坂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条関係 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (須坂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条関係 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (須坂市行政不服審査会条例の一部改正)</p>

		<p>第5条関係 「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (須坂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)</p> <p>第6条関係 「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (須坂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)</p> <p>第7条関係 「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (施行期日) 令和7年6月1日から施行する。</p>
議案第6号	須坂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 地方公務員法の改正に伴い、引用する条項等を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>
議案第7号	須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児又は介護を行う職員の勤務時間及び休暇等について改めるため改正する。</p> <p>1 時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改める。</p> <p>2 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供の規定を加える。</p> <p>3 介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置の規定を加える。</p> <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。</p>
議案第8号	須坂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用する条項等を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>

議案第9号	須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 人事院勧告における市職員等の給与の見直しに伴い改正する。 (須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第1条関係 1 定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類に、住居手当及び寒冷地手当を加える。 2 配偶者に係る扶養手当を廃止する。 3 子に係る扶養手当の額を引き上げる。 4 通勤手当の支給限度額を引き上げる。 5 管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する。 6 令和7年以降の6月及び12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める。 7 級料表を改める。 (須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 第2条関係 地方公務員法の改正に伴い、引用する条項等を改める。 (須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正) 第3条関係 令和7年以降の6月及び12月における期末手当の支給割合を改める。 (須坂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正) 第4条関係 1 特定任期付職員の給料月額を改める。 2 令和7年以降の6月及び12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める。 (施行期日) 1 令和7年4月1日から施行する。 (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置) 2 第1条の規定による改正後の須坂市一般職の職員の給与に関する条例第13条の規定の適用方法について定める。 </p>
議案第10号	須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、家庭的保育事業等における食事の提供の特例について、栄養士の配置を求める規定に管理栄養士を加えるため改正する。 (施行期日) 令和7年4月1日から施行する。 </p>

議案第11号	須坂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 国民健康保険法施行令の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療分及び支援金分の賦課限度額を引き上げる。 低所得世帯における5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定基準の加算金を引き上げる。 減免について、収監者の規定を加える。 減免について、職権により適用できる旨の規定を加える。 <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>
議案第12号	須坂市賑わい創出拠点やまじゅう条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 賑わい創出拠点やまじゅう利用料の施設区分から、店舗スペース2及び多目的スペースに係る規定を削るため改正する。</p> <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>
議案第13号	須坂市公共物管理条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則に係る規定を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 令和7年6月1日から施行する。</p>
議案第14号	須坂市水道法の施行に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る規定を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>
議案第15号	須坂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常勤消防団員の補償基礎額を引き上げる。 非常勤消防団員の扶養に係る補償基礎額の加算額を改める。 <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>
議案第16号	須坂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を加えるため改正する。</p> <p>(施行期日) 令和7年4月1日から施行する。</p>

議案第17号	2024年度須坂市一般会計補正予算第8号	歳入歳出それぞれ 1,107,864千円を追加する。
議案第18号	2024年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第5号	歳入歳出それぞれ21,587千円を追加する。
議案第19号	2024年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ 353千円を追加する。
議案第20号	2024年度須坂市介護保険特別会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ58,018千円を追加する。
議案第21号	2024年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ11,147千円を追加する。
議案第22号	2024年度須坂市水道事業会計補正予算第4号	<p>収益的収入 2,646千円 // 支出 35,736千円 資本的収入 8,652千円 // 支出 103千円</p> <p>をそれぞれ追加する。</p>
議案第23号	2024年度須坂市下水道事業会計補正予算第1号	<p>収益的収入 2,106千円 // 支出 △2,496千円 資本的収入 △99,998千円 // 支出 △334千円</p> <p>をそれぞれ追加する。</p>
議案第24号	2025年度須坂市一般会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,200,000千円と定める。
議案第25号	2025年度須坂市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,869,076千円と定める。
議案第26号	2025年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,378千円と定める。

議案第27号	2025年度須坂市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,926,169千円と定める。
議案第28号	2025年度須坂市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ952,693千円と定める。
議案第29号	2025年度須坂市水道事業会計予算	<p>収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <p>収益的収入 1,267,003千円 // 支出 1,223,503千円</p> <p>資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <p>資本的収入 668,992千円 // 支出 1,284,912千円</p>
議案第30号	2025年度須坂市下水道事業会計予算	<p>収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <p>収益的収入 2,054,617千円 // 支出 1,965,579千円</p> <p>資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <p>資本的収入 1,049,450千円 // 支出 1,785,418千円</p>
議案第31号	2025年度須坂市宅地造成事業会計予算	<p>収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。</p> <p>収益的収入 135千円 // 支出 4,419千円</p>
議案第32号	須坂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条項等を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和7年4月1日から施行する。</p>
同意第2号	固定資産評価員の選任について	<p>須坂市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、議会の同意を求める。</p> <p>住 所 須坂市**** 氏 名 吉川 一夫</p>